

第三十五条の二第二項中「側方灯は」の下に「夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加え、同条第四項中「側方反射器は」の下に「夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができるものとして」を加える。

第三十六条第二項中「番号灯は」の下に「夜間に自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号票又は車両番号標の番号等を確認できるものとして」を加える。

第三十七条第二項中「尾灯は」の下に「夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第三十七条の二第二項中「後部霧灯は」の下に「霧等により視界が制限されている場合において、自動車の後方にある他の交通からの視認性を向上させ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第三十七条の三第二項中「駐車灯は」の下に「夜間に駐車している自動車の存在を他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第三十七条の四第二項中「後部上側端灯は」の下に「夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の高さ及び幅を示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第三十八条第二項中「後部反射器は」の下に「夜間に自動車の後方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして」を加える。

第三十八条の二第二項中「大型後部反射器は」の下に「自動車の後方にある他の交通に当該自動車の存在を示すことができるものとして」を加える。

第三十九条第二項中「制動灯は」の下に「自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置（牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合においては、当該牽引自動車又は当該被牽引自動車の主制動装置。以下本条及び次条において同じ。）又は補助制動装置（主制動装置を補助し、走行中の自動車を減速させるための制動装置をいう。以下同じ。）を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第三十九条の二第二項中「補助制動灯は」の下に「自動車の後方にある他の交通に当該自動車が主制動装置又は補助制動装置を操作していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第四十条第二項中「自動車の」を削り、「後退灯は」の下に「自動車の後方にある他の交通に当該自動車が後退していることを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第四十一条の二第二項中「補助方向指示器は」の下に「自動車が右左折又は進路の変更をすることを他の交通に示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第四十一条の三第二項中「非常点滅表示灯は」の下に「非常時等に他の交通に警告することができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして」を加える。

第四十三条の二中「次の」を「非常時に灯光を発することにより他の交通に警告することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、灯光の色、明るさ、備付け場所等に関し告示で定める」に改め、同条各号を削る。

第四十三条の三中「次の」を「その反射光により他の交通に警告することができるものとして、形状、反射光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同条各号を削る。

第四十五条第一項中「被けん引自動車を」を「被牽引自動車を」、「確保できる自動式の窓拭器（左右に窓拭器を備える場合は、同時に作動するものであること）」を「確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する自動式の窓ふき器」に改め、同条第二項中「次の」を「前面ガラスの外側に汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し告示で定める」に改め、「前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。」を削り、同項各号を削り、同条第三項中

「車室内に備える太陽光線の直射による運転者の席の運転者のげん惑を防止するための装置」を「サンバイザー（車室内に備える太陽光線の直射による運転者席の運転者のげん惑を防止するための装置をいう。）に、少ない構造のもの」を「少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するもの」に改める。

第四十七条中「被けん引自動車」を「被牽引自動車」に改め、同条第一項中「次の」を「次の各号に掲げる」に改め、同項第三号中「別表に掲げる数量以上」を「告示で定める品名及び数量以上」に改め、同項第五号及び第八号中「けん引するけん引自動車」を「牽引する牽引自動車」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる自動車に備える消火器は、運送物品等の消火に適応することができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、消火剤の種類及び充てん量、構造、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第四十七条第三項及び第四項を削る。

第四十八条中「左の」を「内圧に耐えることができ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、規格、表示、取付け等に関し告示で定める」に改め、同条各号を削る。

第四十八条の二第一項中「次の」を「次の各号に掲げる」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項各号に掲げる」に、「次の」を「二十四時間以上の継続した時間内における当該自動車の瞬間速度及び二時刻間の走行距離を自動的に記録することができる、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、記録性能、精度等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削る。

第四十八条の三第二項中「次の」を「当該自動車の速度を他の交通に容易に表示することができる、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして、表示方法、灯光の色、明るさ、精度等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「前項に掲げた」を「その」に、「次の」を「取付位置、取付方法等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削る。

第四十九条を次のように改める。
（緊急自動車）

第四十九条 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し告示で定める基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。

2 緊急自動車は、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、車体の塗色に関し告示で定める基準に適合しなければならない。

第四十九条の二中「次の」を「当該自動車が道路維持作業用自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める」に改め、同条各号を削る。

第五十条の二第二項中「できるよう車台の後部に」を「できるものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める基準に適合する」に改め、「緩衝装置を」の下に「車台の後部に」を加え、同条第二項中「十分な間隔がおかれているものでなければならない」を「間隔に関し告示で定める基準に適合しなければならない」に改める。

第五十一条を次のように改める。

（火薬類を運送する自動車）

第五十一条 火薬類を運送する自動車は、第二条から第四十八条の三までの規定によるほか、火薬類を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し告示で定める基準に適合しなければならない。ただし、次に掲げる数量以下の火薬類を運送する自動車にあつては、この限りでない。

一 火薬にあつては、五キログラム
二 獵銃雷管にあつては、二千個
三 実包、空包、信管又は火管にあつては、二百個

第五十二条第一項中「次の」を「危険物を安全に運送できるものとして、構造、装置等に関し告示で定める」に改め、同項各号を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第五十三条第一項中「防止できる」を「防止できるものとして、告示で定める基準に基づき算出される」に、「被けん引自動車」を「被牽引自動車」に改め、同条第二項中「表わす」を「表示」に改める。

第五十九条中「空車状態」を「告示で定める方法により測定した場合」に、「こえて」を「超えて」に、「但し」を「ただし」に改める。